

6 . 本ガイドラインの運用について

再編計画への取組における留意点

- ・市町は、本ガイドラインを参考として、県と協議を行い、適宜個別事情を反映しながら再編計画をすみやかに策定するものとする。
- ・市町を連絡する都市計画道路については、隣接市町及び県と協議の上、方向性を検討する。
- ・廃止・変更候補となった路線については、住民に対する説明責任と合意形成を進めるため、変更理由を明確にすると同時に、個別課題の解消方策を検討し、速やかに都市計画変更の手続きに移行することが望ましい。

見直しの時期

- ・長期未着手路線の見直しは、都市を取り巻く状況の変化に応じ適宜行うこととするが、概ね10年後に再度実施するものとする。

都市計画変更の理由

- ・個別路線の変更理由として、決定当時は正当な理由があったが、社会情勢の変化から現時点で必要性が低下したことを合理的に説明できるようにする。
- ・単に、事業費の点から事業が困難である、事業化の優先順位が低い等の理由は、計画としての廃止理由にはならないことに注意する。